

東京都感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>第1 から第3 まで（現行のとおり）</p> <p>第4 実施体制</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）</p> <p>（1）（現行のとおり）</p> <p>（2）東京都は、定点把握対象の五類感染症等についての、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、感染症法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。</p> <p>（3）（現行のとおり）</p> <p>3～4 （現行のとおり）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（以下「届出基準」という。）に基づき診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案し</p>	<p>第1 から第3 まで（略）</p> <p>第4 実施体制</p> <p>1 （略）</p> <p>2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）東京都は、定点把握対象の五類感染症についての、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、感染症法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する</p> <p>（3）（略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</p> <p>（1）調査単位及び実施方法</p> <p>ア 診断又は検案した医師</p> <p>一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（別表1の75、85及び86に掲げるもの）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和5年9月25日付感感発0925第2号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知。以下「届出基準」という。）に基づ</p>

た場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、届出を行う。

イ～オ（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 定点把握対象の五類感染症等

（1）対象とする感染症患者の状態

各々の定点把握対象の五類感染症等について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体と検案される場合とする。

（2）定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症等の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

（ア）小児科定点

対象感染症のうち、別表1の88、89、91、92、98、102から104まで、106、112、115及び117までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、急性呼吸器感染症定点（別表1の88、89、90、91、93、97及び106の届出を行う定点医療機関をいう。以下同じ。）として協力するよう努めること。

き診断した場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、感染症サーベイランスシステムへの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により、本要綱の別記様式8から9、及び11から74を用いて、届出を行う。

イ～オ（略）

2（略）

3 定点把握対象の五類感染症

（1）対象とする感染症患者の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、届出基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合及び当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体と検案される場合とする。

（2）定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

（ア）小児科定点

対象感染症のうち、別表1の88、89、91、92、97、101から103まで、105、111、114及び116までに掲げるものについては、小児科を標ぼうする医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、インフルエンザ定点、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」とする。）定点として協力するよう努めること。なお、インフルエンザ定点とCOVID-19定点は同一とする（イ

(イ) 急性呼吸器感染症定点

対象感染症のうち、別表1の88、89、90、91、93、97及び106については、前記(ア)で選定した小児科定点のうち急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせて急性呼吸器感染症定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち、別表1の94及び111に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関(主として眼科医療を提供しているもの)を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち、別表1の99から101まで、113及び116までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科(産婦人科系)、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関(主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの)を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表1の90及び97に掲げるもの(届出基準は急性呼吸器感染症定点と異なり、入院患者に限定される)、別表1の95、96、105、107から110まで及び114までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

ンフルエンザ/COVID-19 定点)。

(イ) インフルエンザ/COVID-19 定点

対象感染症のうち、別表1の90に掲げるインフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。)及び96に掲げる新型コロナウイルス感染症については、前記(ア)で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点及びCOVID-19定点として協力する小児科定点に加え、内科を標ぼうする医療機関(主として内科医療を提供しているもの)を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ/COVID-19定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち、別表1の93及び110に掲げるものについては、眼科を標ぼうする医療機関(主として眼科医療を提供しているもの)を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち、別表1の98から100まで、112及び115までに掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科(産婦人科系)、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号)第三条の二第一項第一号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標ぼうする医療機関(主として各々の標ぼう科の医療を提供しているもの)を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち、別表1の90及び96に掲げるもの(届出基準はインフルエンザ/COVID-19定点と異なり、入院患者に限定される)、別表1の94、95、104、106から109まで及び113までに掲げるものについては、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって、内科及び外科を標榜する病院(小児科医療と内科医療を提供しているもの)を二次医療圏毎に1か所以上、基幹定点として指定する。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) (現行のとおり)

(イ) アの(ア)により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点とし、別表1の88、89、91、92、98、102から104まで、106、112、115及び117までを対象感染症とする。

(ウ) アの(ア)及び(イ)により選定された患者定点の概ね10%を急性呼吸器感染症病原体定点とし、別表1の84、88、89、90、91、93、95、97、106及び107を対象感染症とする。また、急性呼吸器感染症病原体定点を、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点の中から眼科病原体定点を選定し、別表1の94及び111を対象感染症とする。

(オ) アの(エ)により選定された患者定点の中から性感染症病原体定点を選定し、別表1の99から101まで、113及び116を対象感染症とする。

(カ) アの(オ)により選定された患者定点の中から基幹病原体定点を選定し、別表1の90に掲げるインフルエンザ(入院患者に限る。)、別表1の95、96、105、107から110まで及び114までを対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報

調査単位の期間等は、別表2のとおりとする。

なお、(2)のアの(イ)により選定された患者定点は、別表1の88、

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、東京都は次の点に留意し、関係医師会の協力を得て、病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ東京都全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する。

(ア) (略)

(イ) アの(ア)により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点とし、別表1の88、89、91、92、97、101から103まで、105、111、114及び116までを対象感染症とする。

(ウ) アの(ア)及び(イ)により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点とし、別表1の90を対象感染症とする。また、インフルエンザ病原体定点を、感染症法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(エ) アの(ウ)により選定された患者定点の中から眼科病原体定点を選定し、別表1の93及び110を対象感染症とする。

(オ) アの(エ)により選定された患者定点の中から性感染症病原体定点を選定し、別表1の98から100まで、112及び115を対象感染症とする。

(カ) アの(オ)により選定された患者定点の中から基幹病原体定点を選定し、別表1の90に掲げるインフルエンザ(入院患者に限る。)、別表1の94、95、104、106から109まで及び113までを対象感染症とする。

(3) 調査単位等

ア 患者情報

調査単位の期間等は、別表2のとおりとする。

89、90、91、93、97及び106については、別に定める届出基準に一致する者として当該患者の総数を「急性呼吸器感染症」として届出を行うほか、別表1の90及び97については、疾病毎の患者数を届出ることとする。

また、(2)のアの(ア)により選定された小児科定点のうち、急性呼吸器感染症定点として協力する小児科定点は、別表1の88、89、91及び106について、小児科定点としての届出も必要である。

イ 病原体情報

(ア) 病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、別表1の84、88、89、90、91、93、95、97、106及び107については、1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とする。その他病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(イ) (2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するもののうち、別表1の97のゲノム解析については、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

(ア) (現行のとおり)

(イ) (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、別表2のとおり、それぞれの調査単位の患者発生状況を届け出る。

(ウ) (現行のとおり)

イ 病原体定点

(ア) ~ (イ) (現行のとおり)

(ウ) (2)のイの(イ)により選定された病原体定点においては、別表1の8

イ 病原体情報

病原体情報のうち、(2)のイの(ウ)により選定された病原体定点に関するものについては、別表1の90に掲げるインフルエンザの流行期((2)のアの(イ)により選定された患者定点あたりの患者発生数が東京都全体で1を超えた時点から1を下回るまでの間)には1週間(月曜日から日曜日)を調査単位とし、非流行期(流行期以外の期間)には各月を調査単位とする。その他病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(新設)

(4) 実施方法

ア 患者定点

(ア) (略)

(イ) (2)のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、届出基準に従い、それぞれの調査単位の患者発生状況を届け出る。

(ウ) (略)

イ 病原体定点

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) (2)のイの(イ)により選定された病原体定点においては、別表1

8、89、91、92、98、102から104まで、106、112、115及び117までの対象感染症のうち、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。また、別表1の88、89、91、106についても、提出することができる。

(エ) (2) のイの (ウ) により選定された病原体定点においては、(1) のアの (イ) により選定された患者定点にて探知された症例から採取し、調査単位ごとに、送付するものとする。検体の選定法については、原則、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点の営業日のうち、週はじめから数えて第2営業日に収集された、はじめの5検体を目標に提出するものとする。

なお、別表2の97のゲノム解析で用いる検体は健康安全研究センターで選定するため、(2) のイの (ウ) により選定された病原体定点で区別し送付する必要は無い。

ウ (現行のとおり)

エ 保健所

(ア) ~ (イ) (現行のとおり)

(ウ) 保健所は、定点把握の対象の五類感染症等の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

オ (現行のとおり)

4~6 (現行のとおり)

附 則

この要綱は、令和7年4月7日から施行する。

の88、89、91、92、97、101から103まで、105、111、114及び116までの対象感染症のうち、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。

(エ) (2) のイの (ウ) により選定された病原体定点においては、別表1の90に掲げるインフルエンザ(インフルエンザ様疾患を含む。)について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。

ウ (略)

エ 保健所

(ア) ~ (イ) (略)

(ウ) 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、地区医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し、連携を図る。

オ (略)

4~6 (略)

附 則

(略)

別表 1

- 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症
(現行のとおり)
- 2 五類感染症 (全数把握) (現行のとおり)
- 3 新型インフルエンザ等感染症

	疾 患 名	届 出 対 象 者			届 出 方 法	
		患 者	疑似症 患 者	無症状 病原体 保有者	届 出 種 別	時 期
118	新型インフルエンザ	○	○	○	全数	直ちに
119	再興型インフルエンザ	○	○	○		
120	新型コロナウイルス感染症	○	○	○		
121	再興型コロナウイルス感染症	○	○	○		

別表 1

- 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症及び指定感染症
(略)
- 2 五類感染症 (全数把握) (略)
- 3 新型インフルエンザ等感染症

	疾 患 名	届 出 対 象 者			届 出 方 法	
		患 者	疑似症 患 者	無症状 病原体 保有者	届 出 種 別	時 期
117	新型インフルエンザ	○	○	○	全数	直ちに
118	再興型インフルエンザ	○	○	○		
119	新型コロナウイルス感染症	○	○	○		
120	再興型コロナウイルス感染症	○	○	○		

4 五類感染症等（定点把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別(定点)	時期
88	RSウイルス感染症	○	—	—		
89	咽頭結膜熱	○	—	—		
90	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	—	—		
91	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—		
92	感染性胃腸炎	○	—	—		
93	急性呼吸器感染症 (インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎を除く。)	○	—	—		
94	急性出血性結膜炎	○	—	—		
95	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)	○	—	—		
96	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	○	—	—		
97	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	○	—	—		
98	水痘	○	—	—		
99	性器クラミジア感染症	○	—	—		
100	性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—		
101	尖圭コンジローマ	○	—	—		
102	手足口病	○	—	—		
103	伝染性紅斑	○	—	—		
104	突発性発しん	○	—	—		
105	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—		
106	ヘルパンギーナ	○	—	—		
107	マイコプラズマ肺炎	○	—	—		
108	無菌性髄膜炎	○	—	—		
109	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—		
110	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	—		
111	流行性角結膜炎	○	—	—		
112	流行性耳下腺炎	○	—	—		
113	淋菌感染症	○	—	—		
114	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)	○	—	—		
115	川崎病 (都単独)	○	—	—		
116	臍トリコモナス症 (都単独)	○	—	—		
117	不明発しん症 (都単独)	○	—	—		

別表2参照

4 五類感染症（定点把握）

	疾患名	届出対象者			届出方法	
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者	届出種別(定点)	時期
88	RSウイルス感染症	○	—	—		
89	咽頭結膜熱	○	—	—		
90	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○	—	—		
91	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○	—	—		
92	感染性胃腸炎	○	—	—		
93	急性出血性結膜炎	○	—	—		
94	クラミジア肺炎(オウム病を除く。)	○	—	—		
95	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)	○	—	—		
96	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)	○	—	—		
97	水痘	○	—	—		
98	性器クラミジア感染症	○	—	—		
99	性器ヘルペスウイルス感染症	○	—	—		
100	尖圭コンジローマ	○	—	—		
101	手足口病	○	—	—		
102	伝染性紅斑	○	—	—		
103	突発性発しん	○	—	—		
104	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○	—	—		
105	ヘルパンギーナ	○	—	—		
106	マイコプラズマ肺炎	○	—	—		
107	無菌性髄膜炎	○	—	—		
108	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○	—	—		
109	薬剤耐性緑膿菌感染症	○	—	—		
110	流行性角結膜炎	○	—	—		
111	流行性耳下腺炎	○	—	—		
112	淋菌感染症	○	—	—		
113	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)	○	—	—		
114	川崎病 (都単独)	○	—	—		
115	臍トリコモナス症 (都単独)	○	—	—		
116	不明発しん症 (都単独)	○	—	—		

別表2参照

5 疑似症

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
122	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	—	○	—	別表3参照	

6 法第14条第8項の規定に基づく把握

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
123	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	—	○	—	別表3参照	

5 疑似症

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
121	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。	—	○	—	別表3参照	

6 法第14条第8項の規定に基づく把握

	届出対象	届出対象者			調査単位 (期間)	時期
		患者	疑似症患者	無症状病原体保有者		
122	発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、又は発生するおそれがあると判断し、知事が指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項に基づき届出を求めたもの。	—	○	—	別表3参照	

別表 2

別表 2

五類感染症等（定点把握）の調査単位と報告時期

定点種別	報告対象	調査単位(期間)	時 期
小児科定点※	RSウイルス感染症	週単位 (月曜日から日曜日。以下同じ。)	次の月曜日
	咽頭結膜熱		
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		
	感染性胃腸炎		
	水痘		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	突発性発しん		
	ヘルパンギーナ		
	流行性耳下腺炎		
	不明発しん症 (都単独)		
	川崎病 (都単独)		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)			
急性呼吸器感染症 以下の症例定義に該当するもの 「咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」			
内科定点※	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	週単位	次の月曜日
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)		
	急性呼吸器感染症 以下の症例定義に該当するもの 「咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のいずれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例」		
眼科定点	急性出血性結膜炎	週単位	次の月曜日
	流行性角結膜炎		
性感染症定点	性器クラミジア感染症	月単位	翌月初日
	性器ヘルペスウイルス感染症		
	尖圭コンジローマ		
	淋菌感染症		
	臈トリコモナス症 (都単独)		

別表 2

別表 2

五類感染症（定点把握）の調査単位と報告時期

定点種別	疾患名	調査単位(期間)	時 期
小児科定点※	RSウイルス感染症	週単位 (月曜日から日曜日。以下同じ。)	次の月曜日
	咽頭結膜熱		
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎		
	感染性胃腸炎		
	水痘		
	手足口病		
	伝染性紅斑		
	突発性発しん		
	ヘルパンギーナ		
	流行性耳下腺炎		
	不明発しん症 (都単独)		
	川崎病 (都単独)		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)		
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)			
内科定点※	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	週単位	次の月曜日
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)		
眼科定点	急性出血性結膜炎	週単位	次の月曜日
	流行性角結膜炎		
性感染症定点	性器クラミジア感染症	月単位	翌月初日
	性器ヘルペスウイルス感染症		
	尖圭コンジローマ		
	淋菌感染症		
	臈トリコモナス症 (都単独)		
基幹定点	クラミジア肺炎(オウム病を除く)	週単位	次の月曜日
	感染性胃腸炎 (病原体がロタウイルスであるものに限る。)		
	細菌性髄膜炎 (インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く)		
	マイコプラズマ肺炎		
	無菌性髄膜炎		
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。入院患者のみ。)		
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。入院患者のみ。)			

定点種別	疾患名	調査単位(期間)	時期
基幹定点	クラミジア肺炎（オウム病を除く）	週単位	次の月曜日
	感染性胃腸炎 （病原体がロタウイルスであるものに限る。）		
	細菌性髄膜炎 （インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）		
	マイコプラズマ肺炎		
	無菌性髄膜炎		
	インフルエンザ （鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。入院患者のみ。）		
	新型コロナウイルス感染症 （病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。入院患者のみ。）	月単位	翌月初日
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症		
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
薬剤耐性緑膿菌感染症			

※1小児科定点と内科定点を合わせて急性呼吸器感染症定点とする。

定点種別	疾患名	調査単位(期間)	時期
基幹定点	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	月単位	翌月初日
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
	薬剤耐性緑膿菌感染症		

※小児科定点と内科定点を合わせてインフルエンザ／COVID-19定点とする。

別表3（現行のとおり）

別記様式一覧

別記様式一覧表

別記様式	件名等	別記様式	件名等
1	感染症発生动向調査病原体定点検査票	38	キャサスル森林病発生届
2	五類感染症（定点把握対象）小児科患者定点報告票	39	Q熱発生届
3	五類感染症（定点把握対象）急性呼吸器感染症患者定点報告票	40	狂犬病発生届
4	五類感染症（定点把握対象）眼科患者定点報告票	41	コクシジオイデス症発生届
5	五類感染症（定点把握対象）性感染症患者定点報告票	42	エムボックス発生届
6-1 6-2 6-3	五類感染症（定点把握対象） 基幹患者定点報告票（週報告分）	43	ジカウイルス感染症発生届
7	五類感染症（定点把握対象） 基幹患者定点報告票（月報告分）	44	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）発生届
8	麻疹発生届	45	腎症候性出血熱（HFRS）発生届
9	結核発生届	46	西部ウマ脳炎発生届
10	梅毒発生届	47	ダニ媒介脳炎発生届
11	風しん発生届	48	炭疽発生届
12	エボラ出血熱発生届	49	チクングニア熱発生届
13	クリミア・コンゴ出血熱発生届	50	つつが虫病発生届
14	痘そう発生届	51	デング熱発生届
15	南米出血熱発生届	52	東部ウマ脳炎発生届
16	バスタ発生届	53	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）発生届
17	マールブルグ病発生届	54	ニパウイルス感染症発生届
18	ラッサ熱発生届	55	日本紅斑熱発生届
19	急性灰白髄炎発生届	56	日本脳炎発生届
20	ジフテリア発生届	57	ハンタウイルス肺症候群（HPS）発生届
21	重症急性呼吸器症候群（SARS）発生届	58	Bウイルス病発生届
22	中東呼吸器症候群（MERS）発生届	59	鼻疽発生届
23	鳥インフルエンザ（H5N1）発生届	60	ブルセラ症発生届
24	鳥インフルエンザ（H7N9）発生届	61	ベネズエラウマ脳炎発生届
25	コレラ発生届	62	ヘンドラウイルス感染症発生届
26	細菌性赤痢発生届	63	発しんチフス発生届
27	腸管出血性大腸菌感染症発生届	64	ボツリヌス症発生届
28	腸チフス発生届	65	マラリア発生届
29	バラチフス発生届	66	野兎病発生届
30	E型肝炎発生届	67	ライム病発生届
31	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）発生届	68	リッサウイルス感染症発生届
32	A型肝炎発生届	69	リフトバレー熱発生届
33	エキノコックス症発生届	70	類鼻疽発生届
34	黄熱発生届	71	レジオネラ症発生届
35	オウム病発生届	72	レプトスピラ症発生届
36	オムスク出血熱発生届	73	ロッキー山紅斑熱発生届
37	回帰熱発生届	74	侵襲性髄膜炎菌感染症発生届

各様式は東京都感染症情報センターに掲載（<https://idsc.tniph.metro.tokyo.lg.jp/survey/kobetsu/>）

別表3（略）

別記様式一覧

別記様式一覧表

別記様式	件名等	別記様式	件名等
1	感染症発生动向調査病原体定点検査票	38	キャサスル森林病発生届
2	五類感染症（定点把握対象）小児科患者定点報告票	39	Q熱発生届
3	五類感染症（定点把握対象） インフルエンザ/COVID-19患者定点報告票	40	狂犬病発生届
4	五類感染症（定点把握対象）眼科患者定点報告票	41	コクシジオイデス症発生届
5	五類感染症（定点把握対象）性感染症患者定点報告票	42	エムボックス発生届
6-1 6-2 6-3	五類感染症（定点把握対象） 基幹患者定点報告票（週報告分）	43	ジカウイルス感染症発生届
7	五類感染症（定点把握対象） 基幹患者定点報告票（月報告分）	44	重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。）発生届
8	麻疹発生届	45	腎症候性出血熱（HFRS）発生届
9	結核発生届	46	西部ウマ脳炎発生届
10	梅毒発生届	47	ダニ媒介脳炎発生届
11	風しん発生届	48	炭疽発生届
12	エボラ出血熱発生届	49	チクングニア熱発生届
13	クリミア・コンゴ出血熱発生届	50	つつが虫病発生届
14	痘そう発生届	51	デング熱発生届
15	南米出血熱発生届	52	東部ウマ脳炎発生届
16	バスタ発生届	53	鳥インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9）を除く。）発生届
17	マールブルグ病発生届	54	ニパウイルス感染症発生届
18	ラッサ熱発生届	55	日本紅斑熱発生届
19	急性灰白髄炎発生届	56	日本脳炎発生届
20	ジフテリア発生届	57	ハンタウイルス肺症候群（HPS）発生届
21	重症急性呼吸器症候群（SARS）発生届	58	Bウイルス病発生届
22	中東呼吸器症候群（MERS）発生届	59	鼻疽発生届
23	鳥インフルエンザ（H5N1）発生届	60	ブルセラ症発生届
24	鳥インフルエンザ（H7N9）発生届	61	ベネズエラウマ脳炎発生届
25	コレラ発生届	62	ヘンドラウイルス感染症発生届
26	細菌性赤痢発生届	63	発しんチフス発生届
27	腸管出血性大腸菌感染症発生届	64	ボツリヌス症発生届
28	腸チフス発生届	65	マラリア発生届
29	バラチフス発生届	66	野兎病発生届
30	E型肝炎発生届	67	ライム病発生届
31	ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎含む）発生届	68	リッサウイルス感染症発生届
32	A型肝炎発生届	69	リフトバレー熱発生届
33	エキノコックス症発生届	70	類鼻疽発生届
34	黄熱発生届	71	レジオネラ症発生届
35	オウム病発生届	72	レプトスピラ症発生届
36	オムスク出血熱発生届	73	ロッキー山紅斑熱発生届
37	回帰熱発生届	74	侵襲性髄膜炎菌感染症発生届

各様式は東京都感染症情報センターに掲載（<https://idsc.tniph.metro.tokyo.lg.jp/survey/kobetsu/>）

別記様式1

別記様式1

感染症発生動向調査病原体定点検査票

【医療機関記入欄】		【患者報告】	
医療機関名	医師名	月 日 ~ 月 日 分	で報告
患者報告を行った 該当する1種類の診断名にのみ○をつけてください。 (定点把握疾患の病原体の動向把握を目的とした検査ですので、下記の診断名・症例の疾患を対象としています) ※発生動向調査事業の趣旨をご説明いただき、本人等の同意をとったうえで、検体採取をお願いします。			
急性 呼吸器 感染症 (小児科・ 内科)	診断 名	・RSウイルス感染症 ・咽頭結膜熱 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・ヘルパンギーナ ・インフルエンザ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・新型コロナウイルス感染症 ・その他[]	
		・RSウイルス感染症 ・咽頭結膜熱 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・感染性胃腸炎(口ウイルス性 □細菌性) ・水痘 ・手足口病 ・伝染性紅斑 ・突発性発しん ・ヘルパンギーナ ・流行性耳下腺炎 ・川崎病 ・不明発しん症	
小児科	診断名	・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・性器クラミジア感染症 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・淋菌感染症 ・臍トリコモナス症	
眼科	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症	
性感染症	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症	
基幹	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症	
ID (イニシャル)		居住地	
発病日	年 月 日	検体採取日	年 月 日 性別 男・女 年齢 歳 月
検 体	・咽頭ぬぐい液、鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液、うがい液、鼻汁 ・便 ・直腸ぬぐい液 ・尿 ・皮膚病巣(水疱内容、痂皮、創傷) ・吐物 ・喀痰 ・気管吸引液 ・陰部尿道頭管擦過物/分泌物 ・結膜ぬぐい液(結膜擦過物、眼脂) ・血液(全血、血清、血漿) ・髄液 ・その他[]		
	・発熱(最高 ℃) ・咳嗽 ・口内・咽頭所見() ・頭痛 ・鼻汁 ・鼻閉 ・唾液腺腫脹、リンパ節腫脹(部位) ・発疹(丘疹、紅斑、バラ疹、水疱) ・胃腸炎(下痢、血便、嘔気、嘔吐、腹痛) ・上気道/下気道炎(咽頭炎、扁桃炎、肺炎、気管支炎) ・肝機能障害 ・黄疸 ・出血傾向※全身のもの ・筋肉痛、関節痛 ・腎機能障害 ・結膜炎、角膜炎、角結膜炎 ・神経系症状(脳炎、脳症、髄膜炎、意識障害) ・その他[] ・尿路生殖器症状(排尿時痛、かゆみ、膿、下腹部痛、コンジローマ)		
転 帰	経過観察中、軽快、治癒、後遺症有り、死亡(原因)		
基礎疾患			
発生の状況	・散発 ・地域流行 ・家族内発生 ・集団発生(保育所、幼稚園、小学校、中学校、その他[])		
最近の海外渡航歴	国名	期間	年 月 日 ~ 年 月 日
ワクチン接種歴 (当該疾患に 係るもの)	(無、有、不明)	最近の接種年月日	
健康研への連絡事項	ワクチン名	年 月 日	

センター記入欄につき
ここには記入しないでください。

(1) 複 写 1組6枚 (医療機関控)

別記様式1

別記様式1

感染症発生動向調査病原体定点検査票

【医療機関記入欄】		【患者報告】	
医療機関名	医師名	月 日 ~ 月 日 分	で報告
患者報告を行った 該当する1種類の診断名にのみ○をつけてください。 (定点把握疾患の病原体の動向把握を目的とした検査ですので、下記の診断名の疾患を対象としています) ※発生動向調査事業の趣旨をご説明いただき、本人等の同意をとったうえで、検体採取をお願いします。			
小児科	診 断 名	・RSウイルス感染症 ・咽頭結膜熱 ・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 ・感染性胃腸炎 ・水痘 ・手足口病 ・伝染性紅斑 ・突発性発しん ・ヘルパンギーナ ・流行性耳下腺炎 ・川崎病 ・インフルエンザ ※インフルエンザ様疾患(上気道炎・下気道炎等)含む (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・不明発しん症	
		・インフルエンザ ※インフルエンザ様疾患(上気道炎・下気道炎等)含む (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性)	
内科	診断名	・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・性器クラミジア感染症 ・性器ヘルペスウイルス感染症 ・尖圭コンジローマ ・淋菌感染症 ・臍トリコモナス症	
眼科	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症	
性感染症	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症	
基幹	診断名	・クラミジア肺炎(オウム病を除く) ・感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスに限る) ・マイコプラズマ肺炎 ・細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因とするものを除く) ・無菌性髄膜炎 ・インフルエンザ ※入院患者のみ (迅速診断キット検査結果: A型陽性 B型陽性 陰性) ・ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 ・薬剤耐性緑膿菌感染症	
ID (イニシャル)		居住地	
発病日	年 月 日	検体採取日	年 月 日 性別 男・女 年齢 歳 月
検 体	・便 ・直腸ぬぐい液 ・尿 ・髄液 ・咽頭ぬぐい液、うがい液、鼻汁 ・皮膚病巣(水疱内容、痂皮、創傷) ・吐物 ・喀痰 ・気管吸引液 ・陰部尿道頭管擦過物/分泌物 ・結膜ぬぐい液(結膜擦過物、眼脂) ・血液(全血、血清、血漿) ・髄液 ・その他[]		
	・発熱(最高 ℃) ・口内・咽頭所見() ・頭痛 ・鼻汁 ・鼻閉 ・唾液腺腫脹、リンパ節腫脹(部位) ・発疹(丘疹、紅斑、バラ疹、水疱) ・胃腸炎(下痢、血便、嘔気、嘔吐、腹痛) ・上気道/下気道炎(咽頭炎、扁桃炎、肺炎、気管支炎) ・肝機能障害 ・黄疸 ・出血傾向※全身のもの ・筋肉痛、関節痛 ・腎機能障害 ・結膜炎、角膜炎、角結膜炎 ・神経系症状(脳炎、脳症、髄膜炎、意識障害) ・その他[] ・尿路生殖器症状(排尿時痛、かゆみ、膿、下腹部痛、コンジローマ)		
転 帰	経過観察中、軽快、治癒、後遺症有り、死亡(原因)		
基礎疾患			
発生の状況	・散発 ・地域流行 ・家族内発生 ・集団発生(保育所、幼稚園、小学校、中学校、その他[])		
最近の海外渡航歴	国名	期間	年 月 日 ~ 年 月 日
ワクチン接種歴 (当該疾患に 係るもの)	(無、有、不明)	最近の接種年月日	
健康研への連絡事項	ワクチン名	年 月 日	

センター記入欄につき
ここには記入しないでください。

(1) 複 写 1組6枚 (医療機関控)

別記様式 2

別記様式 2

感染症発生動向調査（小児科定点）

週報

調査期間 年 月 日(月) ~ 月 日(日) 医療機関名:

疾患名	年齢	0~5	6~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20歳	合計
		カ月	カ月										~14	~19	以上	
RSウイルス感染症	男															
	女															
咽頭結膜熱	男															
	女															
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	男															
	女															
感染性胃腸炎	男															
	女															
水痘	男															
	女															
手足口病	男															
	女															
伝染性紅斑	男															
	女															
突発性発しん	男															
	女															
ヘルパンギーナ	男															
	女															
流行性耳下腺炎	男															
	女															
不明発しん症	男															
	女															
川崎病	男															
	女															

注) 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず、届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。

疾患名	年齢	0~5	6~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	
		カ月	カ月											~14	~19	~29
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等 感染症をのぞく)	男															
	女															
	男	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上	合計								
	女															

疾患名	年齢	0~5	6~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	
		カ月	カ月											~14	~19	~29
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナ ウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共 和国から世界保健機関に対し て、人に伝染する能力を有する ことが新たに報告されたものに 限る。)であるものに限る。)	男															
	女															
	男	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上	合計								
	女															

疾患名	年齢	0歳	1~4	5~9	10	15	20	30	40	50	60	70	80歳	合計
					~14	~19	~29	~39	~49	~59	~69	~79	以上	
急性呼吸器感染症*	男													
	女													

*急性呼吸器感染症の症例定義

咳(喉がいがいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅ)、鼻閉(びへい)のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例
※インフルエンザやCOVID-19等と診断された患者についても、急性呼吸器感染症の症例定義に該当する場合は、各疾患毎に報告いただくとともに、急性呼吸器感染症としてもご報告をお願いします。また、急性呼吸器感染症の報告は、症例数を報告いただくサーベイランスのため、初診・再診の区別なく報告をお願いします。

定点医療機関からのコメント

別記様式 2

別記様式 2

感染症発生動向調査（小児科定点）

週報

調査期間 年 月 日(月) ~ 月 日(日) 医療機関名:

疾患名	年齢	0~5	6~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20歳	合計
		カ月	カ月											~14	~19	
RSウイルス感染症	男															
	女															
咽頭結膜熱	男															
	女															
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	男															
	女															
感染性胃腸炎	男															
	女															
水痘	男															
	女															
手足口病	男															
	女															
伝染性紅斑	男															
	女															
突発性発しん	男															
	女															
ヘルパンギーナ	男															
	女															
流行性耳下腺炎	男															
	女															
不明発しん症	男															
	女															
川崎病	男															
	女															

注1) 川崎病、不明発しん症は東京都独自の報告対象疾患です。

注2) 感染性胃腸炎については、原因の如何に関わらず、届出基準に合致する患者を診断し、又は死体を検案した場合に届出を行うこと。

疾患名	年齢	0~5	6~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	
		カ月	カ月											~14	~19	~29
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等 感染症をのぞく)	男															
	女															
	男	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上	合計								
	女															

疾患名	年齢	0~5	6~11	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	
		カ月	カ月											~14	~19	~29
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナ ウイルス属のコロナウイルス (令和二年一月に、中華人民共 和国から世界保健機関に対し て、人に伝染する能力を有する ことが新たに報告されたものに 限る。)であるものに限る。)	男															
	女															
	男	30 ~39	40 ~49	50 ~59	60 ~69	70 ~79	80歳 以上	合計								
	女															

定点医療機関からのコメント

別記様式 3

別記様式3

週報

感染症発生動向調査（急性呼吸器感染症定点）

調査期間 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関名:

		0~5 カ月	6~ 11カ 月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80歳 以上	合計	
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型 インフルエンザ等感染症をの ぞく)	男																						
	女																						
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス 属のコロナウイルス (令和二年一 月に、中華人民共和国から世界保 健機関に対して、人に伝染する能 力を有することが新たに報告され たものに限る。))	男																						
	女																						

		0歳	1~4	5~9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80歳 以上	合計
急性呼吸器感染症*	男													
	女													

*急性呼吸器感染症の症例定義

咳嗽(がいそう)、咽頭痛、呼吸困難、鼻汁(びじゅう)、鼻閉(びへい)のどれか1つの症状を呈し、発症から10日以内の急性的な症状であり、かつ医師が感染症を疑う外来症例

※インフルエンザやCOVID-19等と診断された患者についても、急性呼吸器感染症の症例定義に該当する場合は、各疾患別に報告いただくとともに、急性呼吸器感染症としてもご報告をお願いいたします。また、急性呼吸器感染症の報告は、症例数を報告いただくサーベイランスのため、初診・再診の区別なく報告をお願い致します。

定点医療機関からのコメント

別記様式 4 から 7 4 まで (現行のとおり)

別記様式 3

別記様式3

週報

感染症発生動向調査（インフルエンザ/COVID-19定点）

調査期間 年 月 日 ~ 年 月 日

医療機関名:

		0~5 カ月	6~ 11カ 月	1歳	2	3	4	5	6	7	8	9	10~ 14	15~ 19	20~ 29	30~ 39	40~ 49	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80歳 以上	合計	
インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型 インフルエンザ等感染症をの ぞく)	男																						
	女																						
新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス 属のコロナウイルス (令和二年一 月に、中華人民共和国から世界保 健機関に対して、人に伝染する能 力を有することが新たに報告され たものに限る。))	男																						
	女																						

定点医療機関
からのコメント

別記様式 4 から 7 4 まで (略)